

# 役員等報酬規程

社会福祉法人みつわ福祉会

# 社 会 福 祉 法 人 み つ わ 福 祉 会

## 役 員 等 報 酬 規 程

### （目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人みつわ福祉会（以下「当福祉会」という。）の役員及び評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものである。

### （定 義）

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

### （報酬総額）

第3条 役員等の報酬額に対して、各年度の総額が以下の範囲を超えないように支給する。

|            | 各年度の総額 |
|------------|--------|
| 理事及び監事     | 50万円   |
| 評議員        | 50万円   |
| 評議員選任・解任委員 | 5万円    |

### （理事会及び評議員会の出席報酬等）

第4条 理事及び監事が理事会及び評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

|               | 報酬（出席回数あたり） |
|---------------|-------------|
| 理事会及び評議員会出席報酬 | 5,000円      |

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

|          | 報酬（出席回数あたり） |
|----------|-------------|
| 評議員会出席報酬 | 5,000円      |

**(理事の勤務報酬)**

第5条 理事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の業務にあたった場合は、次により報酬を支払うことができる。

|        | 報酬（出席回数あたり） |
|--------|-------------|
| 理事業務報酬 | 5, 0 0 0 円  |

**(監事の勤務報酬)**

第6条 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営状況の監査の業務にあたった場合は、次により報酬を支払うことができる。

|        | 報酬（出席回数あたり）  |
|--------|--------------|
| 監事監査報酬 | 1 0, 0 0 0 円 |

**(評議員選任・解任委員)**

第7条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

|              | 報酬（出席回数あたり） |
|--------------|-------------|
| 評議員選任・解任委員報酬 | 5, 0 0 0 円  |

**(出張旅費)**

第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、当福社会旅費規程に基づき、旅費等を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

**(適応除外)**

第9条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

**(公表)**

第10条 当福社会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

**(改廃)**

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(附 則)

この規程は、昭和 5 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、昭和 5 6 年 4 月 1 日から施行し、同時に旧規程は廃止する。

この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行し、同時に旧規程は廃止する。

この規程は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行し、同時に旧規程は廃止する。

この規程は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行し、同時に旧規程は廃止する。

この規程は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行し、同時に旧規程は廃止する。

この規程は、平成 1 9 年 6 月 1 日から施行し、同時に旧規程は廃止する。

この規程は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行し、同時に旧規程は廃止する。

この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行し、同時に旧規程は廃止する。

この規程は、平成 2 9 年 6 月 1 5 日から施行し、同時に旧規程は廃止する。

この規程は、平成 3 0 年 6 月 8 日から施行し、同時に旧規程は廃止する。

この規程は、令和 7 年 6 月 1 4 日から施行し、同時に旧規程は廃止する。